

野洲市資料提供

提供年月日	平成31年4月25日
担当部課	市民部 協働推進課
担当者	山田
連絡先電話番号	077-587-6043 (2400)

野洲市まちづくり基本条例の検討結果及び今後の方針について(概要)

1. はじめに

野洲市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的な方向等を定め、平成19年10月に施行されたものです。

この中で条例第30条では、「市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに適當か否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他適切な措置を講じます。」と定めており、平成30年度はその検討、見直しの年度となることから、検証した結果、調査報告書を作成したものです。

第1条（目的）

この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

2. これまでの検討・見直し経過について

・平成23年度及び平成26年度の検討・見直しにおいては、条例改正等の措置の必要性はなしとの結果となっています。

3. 平成30年度における検討、見直しの考え方と調査結果について

【考え方】

今までの検討、見直し方法については、平成23年度は、委員会による条例全体にかかる意見がまとめられ、平成26年度は、まちづくりの市民参加や行政運営について調査しました。そこで、平成30年度は、前回調査した「市民参加」、「市民活動」及び「行政運営」の項目に加え、今回は新たに「市民活動の促進」に焦点を当てて調査すると共に野洲市においては当該条例27条に「最高規範」と定められていることから他の条例等の整合性も含めた「全体の構成等」についても検討しました。

【調査結果】

条例第1条の目的を達成しない大きな課題等は特に見当たらないものの、条例第30条に規定された「4年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直しを前提としたその取扱いの是非や条文等において今日の社会情勢の変化に適合し、表記及び他の条例との整合性等の不備がないかということについて検証し、必要な見直しを行うこととします。

4. 今後の方針について

- 既に昨年12月に府内においてまちづくり基本条例達成状況調査及び審議会等女性委員参画割合調査を行ったところですが、調査結果に基づき、再度、当該条例の構成及び表記、そして他の条例との整合性等の精査を府内において行います。
- 野洲市まちづくり基本条例を改正する場合、当該条例第29条の規定により、市長が野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対し、諮問する必要があることから、新たな委員の委嘱や必要な報酬等の補正による予算計上（6月補正を予定）を行う予定です。
- 野洲市まちづくり基本条例推進委員会にて内容を審議し、その答申による当該条例の改正案にてパブリックコメントを行い、そこでの意見等を踏まえ3月議会にて改正案を提案する見込みです。

参考：野洲市まちづくり基本条例（抜粋）

（野洲市まちづくり基本条例推進委員会）

第29条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。

- この条例の適切な運用に関すること。
- この条例の見直しに関すること。

5. 今までの経過と今後の日程について

【今までの経過】

平成30年6月 3日（日）	「第10回やすまる広場2018」にて当該条例の周知活動
平成30年6月22日（金）	野洲市図書館にて、当該条例のパネル展示
～ 7月15日（日）	
7月15日（日）	コミセンきたの夏まつりにて当該条例の周知活動
平成30年12月～	野洲市まちづくり基本条例達成状況調査、審議会等女性委員参画割合調査
3月	調査及び検証結果について調査報告書を作成。府議の結果、一部に再度、検証の要あり、との意見があり修正

【今後の予定】

平成31年4月	検討結果及び今後の方針について議会全員協議会へ提出
5月	府内において当該条例の表記及び他の条例等との整合性の再度の精査

6月 まちづくり基本条例推進委員報酬等を補正予算にて計上
委員は、野洲市まちづくり基本条例推進委員会規則にて詳細を規定
(@3,000円×10名×4回=120,000円)

8月 野洲市まちづくり基本条例推進委員会委員委嘱

9月～12月 野洲市まちづくり基本条例推進委員会の開催 審議 改正案の確定
野洲市まちづくり基本条例見直し案に対するパブリックコメント実施
議会全員協議会（パブリックコメント結果報告）

平成32年1月 条例改正案を議会に提案

2月

3月

野洲市まちづくり基本条例

調査報告書

平成 31 年 3 月

野洲市

— 目 次 —

	頁
1. はじめに	-----
	1
2. 検証の内容	-----
2-1 市民参加	-----
① 市が主催する会議における市民参加の状況	-----
② 広聴制度	-----
③ 住民投票	-----
2-2 市民活動	-----
① 市民団体活動	-----
② 自治会活動	-----
③ 市から自治会に委員選出を依頼している主な自治活動	---
2-3 行政運営	-----
2-4 市民活動の促進	-----
2-5 全体の構成等	-----
3. まとめ	-----
	9

1. はじめに

この調査は、野洲市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という。）第30条により、「市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条*に規定する目的を達成するに適當であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。」と規定されていることから実施するものである。

内容は、前回調査した「市民参加」、「市民活動」及び「行政運営」の項目に加え、今回新たに「市民活動の促進」に焦点を当てるとともに、「全体の構成等」についても検討した。

「市民参加」においては、市民の参加機会の保障や市民への意見募集、住民投票について調査し、「市民活動」においては、市民団体活動や自治会活動の活動状況をまとめた。また、「行政運営」については、行政評価、財政運営について調査し、最後に「市民活動の促進」や「全体の構成等」についても併せて検討した。

*第1条（目的）

この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

【市民参加】

第5章 みんなの参加

- ・参加機会の保障（第20条）
- ・市民への意見募集（第21条）
- ・住民投票（第22条）

【市民活動】

第3章 みんなの役割

- ・市民活動団体の役割（第9条）
- ・自治会の役割（第10条）

第4章 みんなに必要な情報

- ・市民活動の情報（第17条）

第7章 みんなで支え合う市民活動

- ・市民活動の促進（第25条）

【行政運営】

第6章 みんなにわかる行政運営

- ・行政評価（第23条）
- ・財政運営（第24条）

【全体の構成等】

- ・基本条例の定期的な見直し（第30条）
- ・表現等の確認
- ・他の条例等との整合性

2. 検証の内容

2-1 市民参加

「市民参加」について、市は市民に対し、まちづくり参加の機会を保障しているか検証する。

① 市が主催する会議における市民参加の状況

①-1 公開の状況（第20条第1項関係）

＜状況＞

公開の対象となる会議	会議の数	割合
公開している ^{注1)}	50	100%
公開していない	0	0%
合 計	50 ^{注2)}	

*平成31年1月1日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

注1) 会議の傍聴、議事録の閲覧、会議結果の報告やホームページへの登載をしている会議は、「公開している」に含む。

注2) 調査した会議数は100件だが、法令・条例等の規定により非公開にしている会議と、野洲市情報公開条例で規定する個人情報等の非公開情報を審議する会議、会議未実施の計50件を除き、50件を「公開の対象となる会議」として集計した。

＜検証＞

市が主催する会議の内容や結果については、ホームページや議会における全員協議会への報告をはじめ、機会あるたびに情報提供している。

①-2 年齢や性別を考慮した幅広い市民参加の状況（第20条第2項関係）

＜状況＞

	会議の数	割合
女性委員がいる会議	74	90.2%
女性委員がない会議	8	9.8%
合 計	82 ^{注3)}	

*平成31年1月1日現在、審議会等女性委員の参画割合調査（人権施策推進課）

注3) 調査した会議数は100件だが、調査時点で未実施による委嘱なし又は解職されている18件は除く。

＜検証＞

委員の年齢や性別については、会議の規則や要綱における委員構成などで考慮している。

女性委員数は、委員総数 1,448 人のうち 532 人であり、割合は 36.7% である。

市は、女性委員数の目標値を全体の 40% としており、今後も女性委員の参画率の向上と合わせ、新しく委員選考・委嘱替えをする際や新たな審議会、委員会等を起こす場合等は、特に男女の委員がバランスよく構成されるよう、今後も工夫をする必要がある。

①-3 要綱等による委員公募の規定の有無（第 20 条第 3 項関係）

<状況>

	会議の数	割合
公募の規定がある	1 8	18%
公募の規定がない	8 2	82%
合 計	1 0 0 ^{注4)}	

* 平成 31 年 1 月 1 日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

注4) 「要綱等による委員公募の規定」の調査のため、全会議の要綱を対象とした。

<検証>

「公募の規定がない」会議が 82% で、その理由は、個人情報を取り扱う、各種団体等へ推薦を依頼している、専門性が高い、また、パブリックコメントや会議の内容・結果を公開しており、委員公募の必要性があるのかなどの回答・意見があった。

しかし、一方で今後は公募も検討するなどの回答もあったため、上記の回答・意見などを精査し、社会情勢等に合わせて委員公募の実施に関する判断基準作成の必要性も考えられるが、実際には上位法での規定や各委員会の特性等も鑑みることも必要であり、現況においては特に大きな課題とはしない。

①-4 パブリックコメント実施の状況（第 21 条関係）

<状況>

パブリックコメントの実施件数（平成 30 年 4 月から 12 月）	15 件
------------------------------------	------

* 平成 31 年 1 月 1 日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

<検証>

パブリックコメントの対象となる案件は、野洲市パブリックコメント手続実施要綱の中で、市の基本的な政策を定める計画の策定又は改定、基本的な制度を定める条例の制定又は改廃などについて実施すると規定しており、該当する案件はすべて実施されている。

② 広聴制度（第 20 条第 4 項関係）

＜状況＞

市長への手紙	手 紙	5 4 通
	電子メール	7 5 通
	通 信 箱	8 2 通
	F A X	4 通
	団体要望	1 通
	自治会要望	5 4 通
	合計	2 7 0 通

まちづくり井戸端座談会	実施回数	1 回
その他（市が主催した市民懇談会）	実施回数	2 回
	合計	3 回

生涯学習出前講座 ^{注5)}	実施回数	6 8 回
行政懇談会 ^{注6)}	実施回数	6 回
元気な野洲まちづくりトーク ^{注7)}	実施回数	7 回
	合計	8 1 回

* 平成 29 年度実績

注 5) 市民団体等からの申込みによる懇談会

注 6) 自治連合会主催による懇談会

注 7) 市民団体等からの申込みによる懇談会（こんにち輪トーク（訪問対話）、
ウェルカ夢トーク（グループ対話））

＜検証＞

市長への手紙やまちづくり井戸端座談会などのほか、市民団体等の求めに応じて市職員を講師として派遣する生涯学習出前講座、その他、行政懇談会や元気な野洲まちづくりトークにより、日常的に意見交換や提案ができる多様な制度となっている。

③ 住民投票（第 22 条関係）

住民投票は、基本条例に規定されており、その実施についての詳細は、野洲市住民投票条例等にて定められている。

平成 29 年 11 月 26 日に野洲市議会の請求に基づく「野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについて」の是非を問う住民投票を実施した。住民投票業務自体の所管は野洲市選挙管委員会であり、啓発にも努めたが、結果として投票率 48.52% であり、50% に達しなかったため、野洲市住民投票条例の規定により不成立となった。

2－2 市民活動

「市民活動」では、市民による様々な活動の状況について、主なものをまとめた。

① 市民団体活動（第9条、第17条関係）

市民活動は、多種多彩な活動が活発に展開している。また、自主活動の充実や他団体との連携を図るため、それぞれの活動を「市民活動データブック」に登録し公表している。これら団体の活動分野（16分野）及び団体数は、以下のとおりである。

分 野	団体数
1. 高齢者や障害者の社会参画や児童の福祉に関する分野	39
2. 健康づくりなどの保健や医療に関する分野	22
3. 教育や生涯学習に関する分野	22
4. 文化や芸術に関する分野	74
5. スポーツに関する分野	28
6. ごみの削減やリサイクル、環境保全などの環境に関する分野	14
7. 防犯、交通安全など、地域安全に関する分野	4
8. 地域振興や景観づくりなどのまちづくりに関する分野	24
9. 子どもたちや青少年の健全育成に関する分野	21
10. 人権擁護や平和の推進に関する分野	2
11. 国際交流や国際協力に関する分野	1
12. 男女共同参画社会の形成に関する分野	1
13. 災害防止・災害救援に関する分野	0
14. 消費者問題に関する分野	1
15. 市民活動の支援に関する分野	2
16. その他	10
合 計	265

* 平成31年3月1日現在、「市民活動データブック」(市民サービスセンター)

市は、活動初期段階の市民団体に対して、設立時にかかる経費を支援している。

(野洲市市民活動促進補助金)

*当該補助金の詳細については、2-4 市民活動の促進に記載

② 自治会活動（第10条関係）

市内には、92の自治会（平成30年4月現在）がある。自治会活動とは、一定の地域に住む人々が、よりよい環境のもとで気軽につき合い、充実した生活ができるよう、お互いが協力し合ってよりよい地域づくりを行うことであり、以下のような機能がある。

親睦機能	スポーツ・レクリエーション・祭礼等
安全安心機能	防災・防犯・交通安全等
環境整備機能	防犯灯の維持管理・道路・ゴミ集積所の管理・一斉清掃・自治会館等の施設整備等
行政連絡機能	行政連絡の伝達・募金協力・要望等
連携・調整機能	行政、自治連合会、自治会内及び各種団体等との連携又は調整等による地域課題の解決

市は、まちづくり活動における環境整備として、備品や自治会館の改修等にかかる経費等を支援している。（野洲市自治会活動活性化補助金、野洲市自治会館等建設事業補助金、野洲市一斉清掃運動交付金、野洲市自治会敬老事業費等交付金、野洲市河川愛護作業補助金、野洲市自主防災組織等活動交付金）

なお、野洲市自治会活動活性化補助金については、平成31年度からは自治連合会や関係所属と協議して、各自治会にとってより有効な補助メニューに改正している。

③ 市から自治会に委員選出を依頼している主な自治活動

委員名	概要	所管課
地域安全指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で住み良い街づくり実現のための推進活動。 ・地域に応じた犯罪防止のための活動の立案・実行。 (91人：平成30年4月現在)	危機管理課
人権教育推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進を図るため、各自治会に設置。 ・自治会における地区別懇談会等人権教育に関する研修会の開催、日常実践活動の推進強化を図りながら地域全体の人権教育の推進に努める。 (146人：平成30年4月現在)	人権施策 推進課
生涯学習推進員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において生涯学習の推進を図るため、自治会に設置。 ・自治会における生涯学習に関する啓発や生涯学習実践活動の推進強化を図る。 (149人：平成30年4月現在)	生涯学習 スポーツ課
健康を考える会 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防や健康づくりの方策を、みんなで考え方を出し合い実践する。 ・各地域に健康づくり推進の輪を広げていく。 ・会議は地域ごとに決めて進め、各学区の主体的な運営とする。 (90人：平成30年4月現在)	健康推進課

<その他>

- ・「自主防災組織」（92組織：平成30年4月現在）（所管課：危機管理課）
全自治会で組織され組織率100%であり、避難や消火といった訓練や研修会などの活動をしている。
- ・「民生委員・主任児童委員」（115人：平成31年3月現在）（所管課：社会福祉課）
1歳児がいる家庭を訪問（487件：平成29年度）し、地域子育てや子育て支援の情報提供並びに育児に関する心配事の聞き取りなど実施している。また、地域に住む高齢者の状況把握などの活動もしている。
- ・「スクールガード」（691人：平成30年5月現在）（所管課：学校教育課）
小学生の登下校時に児童の見守りを実施している。

2-3 行政運営

行政運営（第23条・第24条関係）

市にて実施する事業のうち、特に主要事業について、ロードマップ形式で評価と進捗管理を行っており、その結果についてはホームページで公表を行っている。

平成27年度まではロードマップの外部評価を行っていたが、日頃からの積極的な情報公開の結果、市民が積極的に市政へ意見できるような環境が形成されていることから、外部評価を廃止し、「まちづくり井戸端座談会」や「元気な野洲まちづくりトーク」等市民と市の施策について直接、意見交換できる機会の充実を図っている。

また、市の財政運営については、予算編成市民懇談会を実施するなど予算編成過程の透明性を確保している。

2-4 市民活動の促進

市民活動の促進（第25条）

（現況）

市民活動団体の手作りのイベントである「やすまる広場」の開催は、既に10回に達し、年々、参加者はもちろん参加団体も増加する傾向にある。これより市民活動団体の市民へのアピールや、これをきっかけとして市民活動団体へ参加する人も少なくない状況である。特に平成31年度開催からは、今まで各年度毎に組織されていた実行委員会が、市内の市民活動団体から構成される常設の組織となり、一層の活性化が見込まれる。

併せて市民に向けて市民活動の魅力を訴え、より多くの市民活動への参加を促すため、「とことん野洲」事業や市民活動事例報告会等を開催している。

また、平成30年10月に野洲図書館内にあった「市民活動支援センター」の機能を北部合同庁舎内の「市民サービスセンター」に移転したことにより、市民活動団体と多機

関との協働が容易となることから、これにより身近な地域課題の解決及び今後の市民活動団体の活性化が期待される。

(経緯)

年 月	内 容
平成 14 年 8 月	ほほえみ情報交流センター 図書館併設でオープン
平成 19 年 10 月	まちづくり協働推進センター開所
平成 20 年 9 月	野洲市まちづくり寄附条例制定
平成 22 年 3 月	第 1 回やすまる広場開催（以後毎年開催 現在も継続中）
平成 23 年 4 月	市民活動支援センターへ名称変更
平成 23 年 4 月	野洲市市民活動促進補助金創設（原資は、まちづくり基金） (設立半年前から設立後 3 年未満 当該年度のみ 5 万円)
平成 28 年 4 月	野洲市市民活動促進補助金を拡充（原資は、まちづくり基金） (設立半年前から設立後 3 年未満 当該年度含め 3 年間 各年度 10 万円)
平成 30 年 10 月	市民活動支援センターから市民サービスセンターへの機能移転

2－5 全体の構成等

①基本条例第 30 条の規定について

以下の理由により基本条例第 30 条に規定された「4 年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直しを前提としたその取扱いの是非について検討の必要がある。

・過去の検証においては、平成 23 年度及び平成 26 年度とも条例改正等の措置の必要性はなしとの結果となっている。今回についても条例第 1 条の目的を達成しない大きな課題は見当たらず、今後も大きな社会変動等がない限り、改正の必要が見込まれないこと。

・当初は、住民投票に関し、将来的に基本条例に記載する予定であったが、結果として別に住民投票条例を成立させたことにより、これに関する改正の必要性がなくなったこと。

②表現等の確認

今日の社会情勢の変化に適合し、そして表記等の不備がないかということについて検討の必要があると思われる。

③他の条例等との整合性

基本条例は、第 27 条に「この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。」と規定されていることから基本条例では概要のみの記載に留め、各分野の条例で詳細を記載するように整理し、整合性を図る必要がある。

3. まとめ

「市民参加」においては、市民のまちづくりへの参加機会の保障や市民への意見募集などについて概ね適切に運用されている。しかし、市が主催する会議等の委員公募の実施については、客観的な判断基準作成の必要性はあるが、実際には上位法やその委員会の特性等があるので、特に大きな課題とはしない。

まちづくりの原動力となる「市民活動」においては、多種多彩な活動が活発に展開されており、今後も期待される。

「行政運営」については、適切に運用されているが、市が主催する市民懇談会における参加者を増やすための工夫が必要であるが、民意を反映するための政策形成や予算編成過程などにおいて、公開性や透明性は高いと考えられる。

また、「市民活動の促進」については、これまでの事業を継続し、多機関との連携強化に取り組むことにより、地域課題の解決や市民活動の一層の促進を図っている。

最後に「全体の構成等」については、条例第30条に規定された「4年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直しを前提としたその取扱いについての是非及び、全体の条文等が今日の社会情勢の変化に適合し、表記等の不備がないか、そして、他の条例等との整合性について再度、検証し、必要に応じて見直しが必要と思われる。

以上の調査結果から、特に条例第1条の目的を達しえない大きな課題等は見当たらないものの、条例第30条に規定された「4年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直しを前提としたその取扱いの是非や条文等において今日の社会情勢の変化に適合し、表記及び他の条例との整合性等の不備がないかということについて改めて検証し、必要な見直しを行う。

野洲市まちづくり基本条例調査報告書

平成 31 年 3 月

野洲市市民部協働推進課

電話 : 077-587-6043 (直通)

FAX : 077-587-4033